平成２２年（フ）第４６１９号
大阪府豊中市蛍池西町１丁目14番18―103号
債務者　杉本恵三子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６３９号
大阪府枚方市春日元町２丁目25番５号
債務者　内田　吉則
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６８４号
大阪市淀川区西三国３丁目１番20号
債務者　豊田　和正
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７４０号
大阪府門真市常盤町６番19号
債務者　田野辺信浩
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７６４号
大阪府枚方市東中振１丁目56番14号
債務者　セントライフ設計室こと　垂脇　道弘
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８２５号
大阪市大正区三軒家東１丁目６番14―703号
債務者　三木　政信
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８４３号
大阪府寝屋川市宇谷町５番２―840号
債務者　見玉　晋也
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８９６号
大阪市北区同心２丁目９番５―603号
債務者　石山　眞子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９３４号
大阪府豊中市大島町１丁目８番２号
債務者　小田眞奈美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２５２号
大阪府守口市藤田町４丁目41番17号
債務者　貝野　昌嗣
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６２０号
大阪府守口市南寺方東通２丁目13番32号
債務者　村野　一枝
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６２１号
大阪市旭区新森４丁目26番22号
債務者　川原　智成
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６３２号
大阪府八尾市南木の本５丁目43番地の２きららハイム107号
債務者　山口富美子こと　河　富美子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６５５号
大阪市西成区岸里１丁目３番10号ビックハイツ205号
債務者　川井　義彦
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６６５号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目１番31号
ユーポグリーンウッド104号
債務者　中家美也代
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７４５号
大阪市城東区東中浜８丁目９番18―307号
債務者　盛満美和子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７５６号
大阪市都島区都島本通２丁目14番６―502号
債務者　中澤　　諭
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７７８号
大阪府枚方市松丘町34番８号
債務者　郡　　芳枝
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部